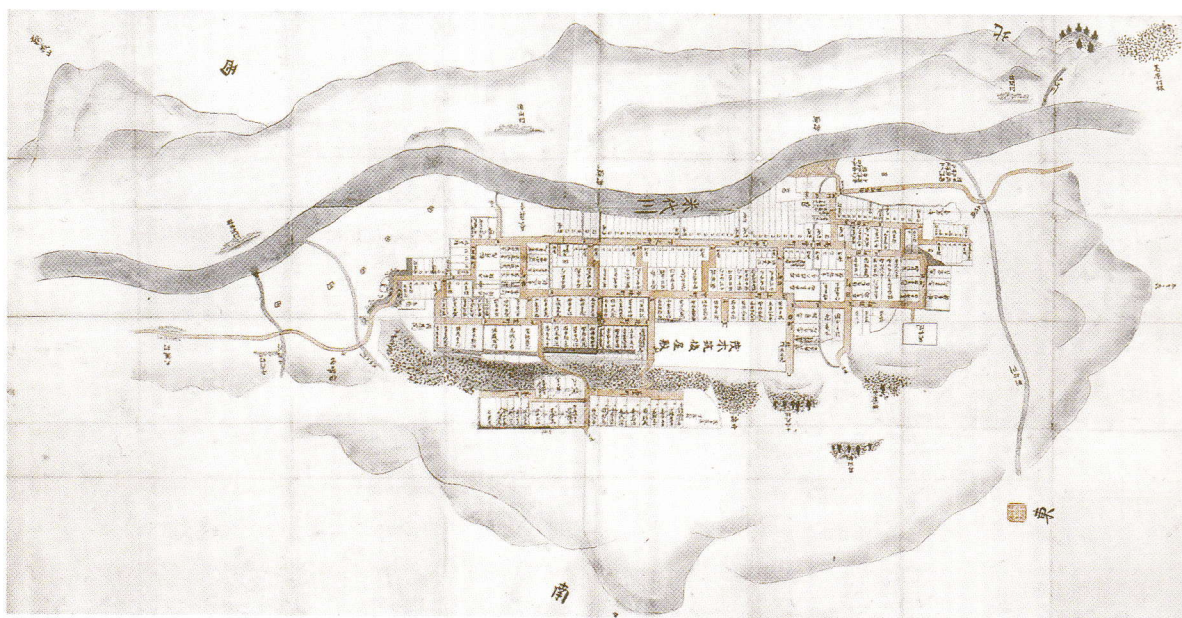


秋田県

公文書館だより

第8号 平成10年4月1日



「十二所絵図」(A290—114—95) (238 × 125cm)

慶長七年（一六〇二）秋田に移封された佐竹氏は、領内各地の軍事・政治的拠点であった城下町・藩境などに佐竹氏一門、重臣ら置いて支配に当たらせた。南部氏への押さえとされた十二所（現・大館市）の地には元和元年（一六一五）に塩谷伯義綱、次いで延宝七年（一六七七）に梅津五良左衛門、天和三年（一六八三）に茂木筑後知恒が入った。その後は茂木氏が代々十二所所預を勤め、明治に至った。

表紙の「十二所絵図」には東西に流れる米代川と平行に南部街道が走り、上町・中町・田町・谷地町等の町割りの中に「茂木筑後屋敷」がひととき大きく描かれている。馬苦勞町の「御門」が藩境の町としての姿をしる。上町には「御郷校」の記載がある。成章学院と称せられたこの郷校は寛政五年（一七九三）に創設されたもので、この絵図の成立も寛政年間以降と推測される。米代川の支流である別処川・平内川・大水口川や、周辺の大瀧村・平内村・軽井沢村・猿間村等も見える。

十二所町は戊辰戦争で南部藩の攻撃を受け、全焼してしまったが、この絵図は近世十二所町の姿を今に伝えている。

（古文書課 煙山 英俊）

利用者の声

鉄道の歴史調査と関係公文書

鉄道友の会秋田支部 会員

下田 忍



記事から判りますし、廃止された後も実際に線路の跡をたどって痕跡を直接調べることが出来ます。沿線に住んでいた人からいろいろ聞くことも出来ます。

しかし、その鉄道が計画されてから実際に建設されて営業を開始するまでの様々な経緯はそれだけではわかりません。中には書かれている資料もありますが、それだけでは不十分です。

私は鉄道の歴史や廃線跡の調査・探訪を趣味の一つとして楽しんでいます。今は横荘線と雄勝線の歴史背景や鉄道の痕跡等について調査をしています。通常、鉄道の歴史を調査するには鉄道会社が発行した社史や鉄道雑誌のバックナンバー、沿線の市町村史といった資料があります。また、国立公文書館や国会図書館・交通博物館等に保存されている公文書等も調査対象となります。

鉄道が現役だった頃については、当時の雑誌に掲載されている

誌を調べ直したり、パソコン通信を駆使したりして調べていました。しかし、これも限界かなという頃に、県公文書館で鉄道関係の公文書の展示を行うということを知りました。パンフレットに書かれていたリストによれば、今調べている羽後交通横荘線関係の文書もありました。公文書の展示が行われるまで若干期間がありましたので、どのような内容のものが残されているのか、興味半分で横荘鉄道関係の文書を閲覧させていただきました。

その内容は期待していた以上のもので、思わず興奮してしまいました。これほどのものがなぜ今まで気がつかなかったのか不思議なくらいです。県立図書館には何度となく通って調べ尽くしていたことから、まさに「灯台下暗し」でした。

その中で新たに発見したこともありました。例えば横荘鉄道横荘線のルート。公文書には予定線はもとより駅の場所や集落との位置関係等が正確に書かれている地図が綴られており、実に詳しく書かれていました。これ以外にも新聞

報道されました大館軌道をはじめ、私の知らない興味深い鉄道が数多く出てきました。

これらの「幻の鉄道」については、簡単にパソコン通信の会議室に書き込み、会員の方に見ていただくことができました。中には「私の住んでいるところに鉄道の計画があったことを知らなかった」とか「毎日利用していた汽車にこういう歴史があったことを初めて知った」等、思わぬ反響がありました。

私のように鉄道の歴史を調べる趣味は、鉄道趣味の中ではどちらかと言えば少数派ですが、最近では少しずつ増えてきています。

秋田県には小坂鉄道花岡線・秋田中央交通・秋田市電等の私鉄、県内に点在していた鉱山鉄道や森林鉄道、東北肥料の引込線等数多くの失われた鉄道があります。

これらの鉄道を調査する時に、公文書館に保存されている公文書は貴重な資料となります。この公文書を通して、皆さんが「鉄道の歴史」に関心を持っていただけることを期待したいと思います。

資料紹介

「土族卒明細短冊」について

「土族卒明細短冊」は、開館以来、利用者の閲覧頻度が高い史料群の内にいる。明治六年（一八七三）に県庁が管内の土族と卒（軽輩の武士）について、その姓名及び維新後の改正禄高、旧藩時代の役職、新体制での官吏任用等を調査した簿冊群である。六年時点で

の県内土族卒台帳と言える史料で、ルーツ探しに閲覧する利用者が多い。そのような事情に鑑み、今回、マイクロフィルムから複製本を作成して閲覧室に配架した。

さて「土族卒明細短冊」は、どのような歴史的背景のもと作成されたのであろうか。

明治四年七月に廃藩置県が行われた際、土族卒への家禄と賞典禄（維新の功績者への賞与）の支給が旧藩から政府に引き継がれた。政府は財政を圧迫する家禄と賞典禄を、将来的には処分する方針を持っていた。が、現実問題として四年から各府県所管の土族卒に家禄と賞典禄を支給しなければならず、その為の事務手続きの整備を必要とした。四年七月以降、政府は各府県に、管内の土族卒の禄高や身分上変更の有無などの調査提出を指令して

いる。また、家禄支給は、政府地方機関の各府県を通して四季分割渡しとされた。

秋田県も政府に対応し、明治五年に家禄の四季渡しを管内布達した他、家督を継ぐ十五歳以上の土族卒の調査などを実施している。

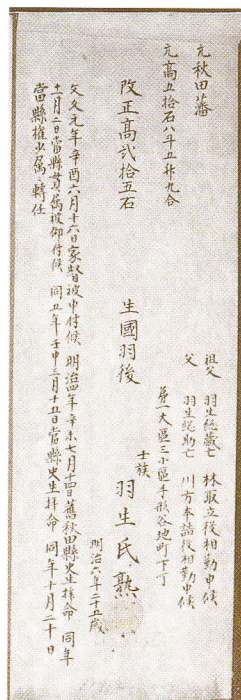
明治二年の版籍奉還の際、諸藩に禄制改革が命じられ、秋田藩でも土族卒の禄高に相当の変動があった。また、四年十一月には旧秋田県と岩崎・本荘・亀田・矢島の旧県、及び隣県から鹿角と仁賀保が統合され、新秋田県が誕生した。

新県には禄高改正を経た旧諸県の土族卒が所管となった。家禄支給の事務を滞りなく行う為には、管内の土族卒の姓名と旧藩での改正

この簿冊群は、昭和二十年代に県庁文書担当による裏打ち・再編綴を経ており、編纂時の原型を残していない。各町ごと土族卒の短冊が姓のイロハ順に並ぶが、編纂時通りとは断言出来ない。また、表を見て判る通り、県内各町の分が全部揃っている訳でもない。編纂後二一〇年以上が経過した間に簿冊の一部が失われたのである。

政府は明治六年末以後、家禄処分の一連の政策を打ち出し、九年に「金禄公債発行条例」で家禄と賞典禄を完全に廃した。その過程で秋田県の作成した「土族卒明細短冊」は、家禄支給や公債発行の事務台帳として使用された可能性が高い。

秋田県は六年一月の布達第八番で、管内の土族卒に姓名禄高を、縦九寸横三寸の短冊状の美濃紙に記させ、小区の戸長に二月十五日まで纏めて提出するよう指令した。これに基づき作成されたのが、現在「土族卒明細短冊」の名で保存されている簿冊群である。



土族 羽生氏熟の明細短冊

資料番号	地 域 名	冊 数
11512～11522	秋 田	11
11523～11524	山 本 全 部	2
11525～11526	大 館 十 二 所	2
11527, 11531	角 館	2
11528～11529	横 手	2
11530	横 手 岩 崎	1
11532	湯 沢 院 内	1
11533	本 荘 並 湯 沢 院 内	1
11534	本 荘	1
11535～11536	亀 田	2
11537	矢 島	1
	合 計	26

現存する「土族卒明細短冊」の内訳

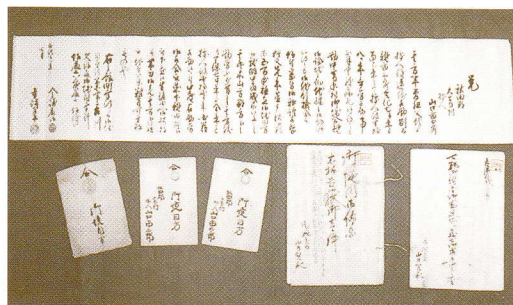


写真1 山口一郷家資料（一部）

抛人（こにん）とは、藩境の村々において主に境の巡視や検分、調査にあたり、その記録の整備や史料収集にあたつた百姓のことをいう。一般にその土地に詳しく、古くから肝煎などをつとめる有力百姓が世襲している例が多い。

秋田藩では、比較的早い時期から南部藩をはじめ亀田藩や矢島藩

などの隣藩と頻繁に境争論がくり返され、多くの村々で抛人が重要な役割を担っている。

ここでは、当館所蔵史料から抛人に関連する史料を紹介する。

●山口一郷家資料

山口一郷家資料は全七九点。抛人関連は享保八年（一七二三）から安政四年（一八五七）までの史料が中心である（写真1）。

山口家は、天明三年（一七八三）に七代市十郎が藩から仰せつけられて以来、代々大葛村（現比内町大葛）で抛人役を勤めている。

主に角館方面で、田沢、玉川、上檜木内村の抛人と共に南部藩境の整備にあつており、褒賞として代々苗字、帯刀を許されている。

また、天保年間には「森吉嶽御絵図向も相直、永久御安地」につき、永苗字を許されている。これは、正保以来国絵図に誤記されていた森吉山について、幕府により

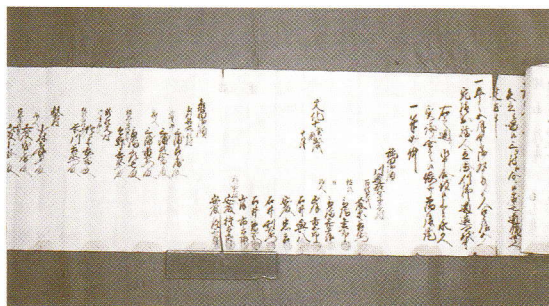


写真2 亀田境界論地境塚築立確認取交文書（部分）
(A214.5—88—14)

絵図訂正を認められた際のことと考えられるが、抛人として藩政の重要な一件に関わつていたことを示す史料として興味深い。

●安藤文書

安藤文書は全二二点。抛人関連は寛政から文化期の覚書、証文類が中心である。

安藤家は延宝期に権三郎が女米木村（現雄和町女米木）の抛人を仰せつけられて以来、代々肝煎兼抛人を勤めている。

主に高尾山周辺の巡回や亀田藩の村々との交渉などにあたり、文

化十年（一八一三）には亀田藩の滝野又、繫、君ヶ野村との境塚築立や君ヶ野村との堤普請の取り決めに携わっている。

当館には、その際の証文が残されている（写真2）。

●小坂村抛人文書

小坂村抛人文書は全二四点。宝暦から安永期の御用留が中心である。当館の所蔵はすべて電子複写本であり、原本は小坂町立総合博物館郷土館に所蔵されている。

御用留には、毛馬内抛人（史料内では「古人」と記される）の工藤弥右衛門により写されたものが数点確認できる。

弥右衛門は、「毛馬内在古人兼小坂通御山見」から宝暦九年（一七五九）に山見役を伯父に譲り、抛人専任となつている。

御用留からは、この前後の御境奉行や山役人、あるいは同役との情報の伝達経路の変化を読みとることが出来る。当時の南部藩における抛人支配の体制を知る上で興味深い史料といえる。

参考『比内町史』

『雄和町史料集6』

（古文書課 加藤 昌宏）

貴重文書書庫収蔵資料の概要

佐竹文庫(西家)

秋田藩では、一門・引渡、廻座などの家格があつたが、藩主と同族の家柄である一門のなかで、特に佐竹姓を称する家は「御苗字衆」と呼ばれた。東家(久保田城下)・北家(角館)・南家(湯沢)・西家(大館)の四家である。

佐竹義宣とともに秋田に移った小場義成(西家の初代、以下丸囲みの数字で示す)は、檜山を経て、慶長十三年から大館城代となつた。一国一城令以降も、秋田領内では久保田以外に大館と横手の城が残された。その後②小場義易を経て③義房の代に、二代藩主義隆により佐竹姓が認められ、さらに⑥義村の代の元文元年に西家と称することが許された。苗字の地の小場村が常陸太田城の西にあつたことによるという。

西家の伝来文書は、昭和二十六年十月、佐竹義履氏が秋田県に寄贈し、秋田図書館所蔵となつた。

約千三百件の資料が同図書館により「佐竹文庫(西家)」として整理され(請求記号AO)、平成五年に当館に移管された。

秋田図書館では、日本十進法分類に基づく同館の郷土資料分類基準により整理した。当館でも利用者の便宜を優先させ、現段階ではこの整理記号・番号で閲覧に供している。

武家の伝来文書であり、出仕・家督、家格に関する資料が残っている。また、歴代藩主から西家当主への書状類が多数あり(三代藩主義処書状二十八通、五代義峯二十六通、八代義敦二十四通、九代義和二十二通、十代義厚二十通)、他に一字書出と添状が十件残っており、佐竹一門の伝来文書としての特色がよくあらわれている。

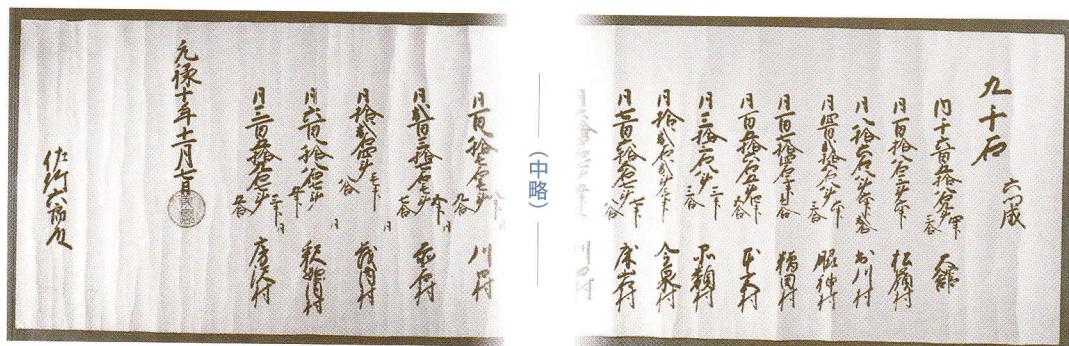
大館は南部・津軽領との境(陸奥・出羽の国境)を管轄する要所であり、境目関係の資料や巡見使

関係資料がよく残っている。組下給人に関する資料が多数あることも、西家の大館の所領としての性格をよく示しているといえよう。二百件を越す系図・由緒書等のなかで、明治三年の組下給人の系図が八十件あり、戊辰戦争関係資料も百四十件を越える。

知行借上や儉約に関する条目など、特に後期の秋田藩の政治・経済を調べるうえで基礎資料が多数残っている。「たより7号」で概要を紹介した「佐竹文庫(宗家)」や、「たより」では未紹介の「佐竹文庫(北家)」、「戸村文庫」などと同様に、秋田藩の歴史を知るうえでの貴重な資料群のひとつである。

写真は「御判紙」と書かれた包紙を伴う「佐竹義処知行充行状」である。宛名の佐竹六郎は、④義武の末期養子として西家を継いだ⑤義方(東家の佐竹義秀の五男)である。義武の代までは一万三千五百石であつたが、その三分の二に当たる九千石の知行高が認められた。知行地の村々が確認できる貴重な原本である。

(古文書課 伊藤勝美)



「御判紙」(佐竹義処知行充行状)(AO 611-12-1)

館業務 の紹介

行政資料について



公文書書庫内の行政資料群

公文書館で扱う資料には、公文書、古文書の他に行政資料とよばれるものがある。行政資料という分類は様々な解釈があるが、当館では公文書課で扱う資料のうち、文書管理規程に基づいて引継ぎを受けたものを公文書とよび、それ以外を一括して行政資料と区別し

ている。具体的には開館時に県政情報室から引き継いだ資料、開館後に当館で受け入れた図書類、学事文書課より引き継ぐ官報・秋田県公報、広報課より引き継ぐ県政ニュース等の映画フィルム類である。このうち、県政情報室移管行政資料（六九三六冊）、官報・県

公報（昭和六十一年度分まで）、県政映画フィルム（二五八本）を公開している。

公文書と行政資料の最大の違いは、作成された原本一つしかない公文書に対して、行政資料は複数部存在しているという点である。また、公開を前提として作成される行政資料は、三〇年の経過を待たずに作成された時点から公開される。この点では、当館開館後の受入分について目録が整備されしだい公開していくつもりである。

しかし、当館はあくまでも資料保存機関であり、資料の利用を未来の利用者に対して保障していくため、原資料からの複写は写真撮影でお願いしている。受け入れ図書すべてを行政資料としているので、個人刊行の寄贈本や館どうしで交換している研究誌等もその対象として含んでおり、それらの電子コピー禁止に不満を持つ方もおられようが、現在簡単に手に入るものでも将来への保存を第一義に考えるのが当館の使命である旨を

了承していただきたい。常に現在の利用者の利用に応えていくことが保存ということであり、現在のみの利用では保存にはならないのである。（ただし今後は、複数部所蔵する資料については、保存用以外のものを複製本と同じ扱いで電子コピーも出来るような方向で検討していきたいと考えている。）

なお、秋田県発行の行政資料は、情報公開の窓口である県政情報室が収集することになっており、当館には秋田県関係及び国の統計書関係は移管されなかったもので、それらについては県政情報室での利用をお願いしたい。

行政資料は公開を前提としているだけに、情報もきちんと整理されており資料的価値は高い。戦前の秋田県統計書が戦前公文書の中で重要な位置を占めるように、現在の行政資料も公文書と同様に一〇〇年後、二〇〇年後に重要な価値を持つと考えられる。今後も保存に最大限の留意を払いつつ、現在の利用に役立ていく努力をしていくつもりであり、その点についての利用者のご理解を賜りたい。

（公文書課 佐藤 隆）

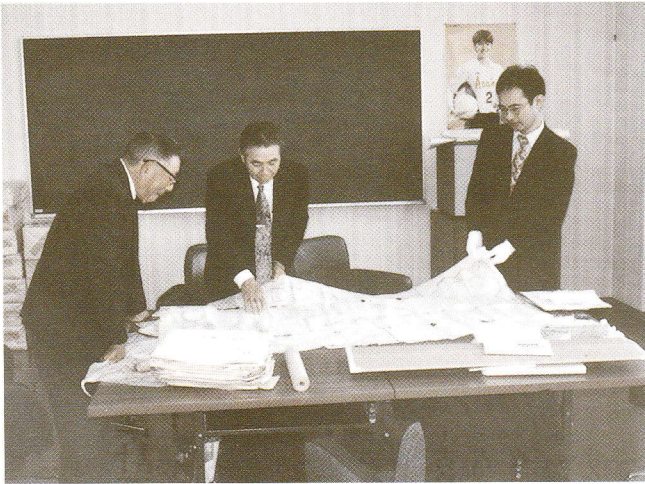
資料保存施設をたずねて

田代町史編纂室

北秋田郡田代町早口字上野四三―一

昭和六十三年に刊行された「田代町史資料第十六輯（別冊）」には、町内の古文書が網羅されています。この刊行事業にしたがつて、徐々に町内の古文書の翻刻、整理、

目録化が進んでいきました。各家々をまわり古文書を借りることから始まり、ここまでまとめるまで、二十年近く要したと担当された方は語っております。



その時調査した古文

書のコピーが、翻刻文といっしょにファイルされ、田代町史編纂室に保管されています。六百余りのファイルが地域ごとに、旧早口村、旧長坂村、旧外川原村、旧岩瀬村、旧山田村、長慶金山、その他、の七つに分類されています。

町内の古文書を把握し、整理するということは大変な作業ですが、これらの成果は、今後開始される町史編纂事業に有効に活用されていくものと思います。

古文書解説講座のご案内

当館では左記の要領で古文書解説講座を開講いたします。この講座は主に古文書解説に関心をお持ちの方を対象に、主に当館所蔵の近世文書を教材として、開館以来毎年行ってきました。古文書解説を通じて歴史の実証的研究方法、古文書・公文書保存と活用的重要性について理解を深めていただければと思います。

日時 八月四日（火）・五日

（いずれか一方に出席）

各午前一〇時～午後二時

会場 公文書館三階多目的ホール

申込方法 往復はがきに住所・氏名・出席したい希望日を明記の上、個人でお申し込み下さい。返信用のはがきを受講者カードと致しますので、必ず往復はがきでお願いします。

申込先

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四―三二

秋田県公文書館 古文書課

古文書解説講座係

申込期間 七月一日～十七日

経費・参加料 無料

市町村史料保存機関連絡協議会の開催について

当館では昨年に引き続いて「市町村史料保存機関連絡協議会」を開催いたします。

この協議会は、市町村で古文書を含む文化財の保存に関わる職員、市町村史料保存施設の実務担当者、自治体史編さん過程での史料収集・整理などに携わる実務担当者を対象として、歴史資料の整理・保存・利用などに関する情報交換を行うものです。前回は参加者の方々から日頃直面している問題点や意見等様々な情報が寄せられ、活発な討論が展開されました。当館では今後ともこのような情報交換の場を設けていきたいと考えております。昨年同様、多数のご参加をお願いいたします。

期日 平成十年五月十一日（月）

内容

- ① 史料の整理・保存に関する情報提供
- ② 史料整理・保存・利用・所在などに関する情報交換

（全体協議）

公文書館

平成十年度の事業計画

◎総括的事項

- ・『事業年報』第五号の発行

(五月)

- ・館報『公文書館だより』の発行

(四月上旬、十月上旬)

- ・『研究紀要』第五号の発行

(平成十一年三月)

- ・特別整理期間による休館

(十月一日～十月十三日)

- ・書庫燻蒸(十月二日～十月七日)

- ・県内市町村史料保存に関する講習会(五月十一日)

◎公文書課関係

- ・公文書の引継ぎ(六月)

- ・公文書目録・行政資料目録の整備

- ・公文書・行政資料公開冊数の追加

- ・中性紙保存箱への収納促進

- ・公文書の保存・廃棄の選別

- ・公文書の廃棄

- ・県政映画の補修・恒久保存とビデオ化

◎古文書課関係

- ・公文書のマイクロフィルム化

- ・所蔵古文書の整理及び目録の整備

- ・中性紙封筒及び中性紙ダンボール箱への収納・配架の促進

- ・古絵図の複製・古文書の修復

- ・古文書のマイクロフィルム化

- ・複製本製作

- ・『北家御日記』翻刻打ち合わせ会議(四月十三日)

- ・『北家御日記』の翻刻及び原稿の原本照合

- ・『渋江和光日記』第五巻・六巻の発行(平成十一年三月)

- ・古文書解読講座の開催(八月四日・五日館内多目的ホール)

- ・古文書の所在・保存状況調査とマイクロフィルム化(六、九、一月)

- ・企画展示「境目争論関係(前期八月～九月、後期十月～十一月・館内特別展示室)」

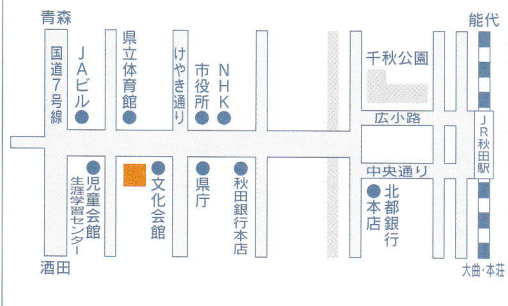
公文書館利用案内

○開館時間

平日 9:00～19:00
土・日曜日 9:00～17:00

○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日(毎月第3日曜日の翌日除く)
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日(月の初日)
- ・特別整理期間(8月～10月中の13日間)
- ・年末年始(12月28日～1月3日)



編集後記

今号で「公文書館だより」の発行も八号目に達しました。これを機に、館活動の普及も末広がりの「八」となり、且つ無限大の「∞」となる事を願掛けするのは、聊か素強(きょうかい)附会(けんかい)に過ぎるでしょうか？
頑張りますよ！(柴)

最近、史料保存に関するお問い合わせが多くなりました。史料は地域の貴重な共有財産です。地域の気候・歴史的風土の下で伝来してきたのですから、現地で保存さ

れるのが様々な意味から良いと言えないのではないでしょうか。(煙)

公文書館だより 第八号

平成十年四月一日発行

編集発行 秋田県公文書館

(表紙題字 寿松木 毅)

〒〇一〇〇九五二

秋田市山王新町一四一三二

☎(〇一八八)六六一八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社